明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**七〇～七三、七五）　三

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**七四）　云

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（**財務・農林水産・経済産業**二）　六

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**三七九）　三

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**三八〇～三八五）　四

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三六

特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失、特定計量器型式承認関係　三七

地方公共団体
行旅死亡人関係　五七

会社その他
会社決算公告　六六